所得による児童扶養手当の支給の制限について

　請求者本人及びその生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得が、政令で定める以下の表の額以上であるときは、その年度（１１月から翌年の１０月まで）の手当の全部又は一部の支給が停止になります。

■所得制限の限度額表

|  |  |
| --- | --- |
| 限度額扶養親族等の数 | 所　得　額 |
| ●請求者（本人） | ●扶養義務者●配偶者●孤児等の養育者 |
| 全部支給 | 一部支給 |
| ０人 | ４９０，０００円 | １，９２０，０００円 | ２，３６０，０００円 |
| １人 | ８７０，０００円 | ２，３００，０００円 | ２，７４０，０００円 |
| ２人 | １，２５０，０００円 | ２，６８０，０００円 | ３，１２０，０００円 |
| ３人以上 | 以下、３８０，０００円ずつ加算 | 以下、３８０，０００円ずつ加算 | 以下、３８０，０００円ずつ加算 |

（注）限度額に加算されるもの

　　　①請求者（本人）の場合

　　　　・同一生計配偶者（７０歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある

場合　１０万円／人

　　　　・特定扶養親族又は控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る）がある

　　　　　場合　１５万円／人

　　　②扶養義務者等の場合

　　　　・老人扶養親族がある場合　６万円／人

　　　　　（ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は、１人を除く。）

■所得の額の計算方法

所得額＝年間収入額―必要経費（給与所得控除額等）＋養育費（※）

　　　　―８０，０００円―以下の表の諸控除

　（※）請求者が養育者以外の場合は、その監護する児童の父又は母から、当該児童の養育に必要な費用として受け取る金品等であって、その金額の８割に相当する額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所得控除の種類 | 請求者 | 扶養義務者等 | 備考 |
| 雑損控除 | 地方税において控除された額 | 地方税において控除された額 |  |
| 医療費控除 |  |
| 小規模企業共済等掛金控除 |  |
| 配偶者特別控除 |  |
| 障害者控除 | ２７万 | ２７万 |  |
| 特別障害者控除 | ４０万 | ４０万 |  |
| 寡婦・寡夫控除※未婚のひとり親のみなし適用 | （２７万） | ２７万 | 請求者が母又は父の場合を除く。 |
| 特別寡婦控除※未婚のひとり親のみなし適用 | （３５万） | ３５万 | 請求者が母の場合を除く。 |
| 勤労学生控除 | ２７万 | ２７万 |  |